



明るい雰囲気の中で学ぶ児童(東小学校で)

二十六万市民のための

昭和54年度予算のあらまし

三月定例会市議会は二日から二十日まで、会期十九日間で開かれました。この議会は、ひとくちに「予算議会」といわれているとおり、五十四年度の市政の方向をきめる一般会計予算と、これにともなう特別会計・公営企業会計予算を中心とし、一般議案五十六件、報告一件を上程、審議の結果、いずれも原案どおり可決承認されました。そこで、このページは、三月定例会市議会の審議の中心となった新年度予算についてお知らせし、この予算がどう使われるかについて、みなさんのご理解をいただきたいと思います。

○ として保存しておいてください いつかまた お役にたつことと思います ○

市民体育館を建設 学校建設に25億円

教育費76億2,189万円

市の新総合計画では、計画全体のテーマを「明日の、すばらしい前橋」のためにとし、五本の大きな柱を立てられ、その一つの柱に、心身ともにすやかな人をつくらう、として、幼児から大人までの、各種教育の問題がとり上げられ、各種事業がすすめられます。教育総務関係では、十億千九百八十八万円が計上され、奨学資金貸付事業(私立高校生分を八千円から一万二千円に引き上げ)、桂萱共同調理場移転用地取得事業などがすすめられます。

小学校関係では、学校建設に十六億三千二百一十万円が計上され、山王小新築、芳賀小改築、丸井小改築、清里小増改築、上川淵小増改築(以上二年継続事業)、桂萱東小増築、荒子小増築、山王小プール新築、中央小プール改築、西南部小(仮称)用地取得、天川小用地取得などが実施されます。中学校関係では、学校建設に九億三千三百三十九万円が計上され、第六中増改築(二年継続事業)、芳賀中増改築、木瀬中増改築、荒砥中改築、第一中第二体育館新築、第七中第二体育館新築、南橋中第二体育館新築、第四中プール新築、第五中プール新築、第六中プール新築、木瀬中運動場(方面運動施設)整備事業などが実施されます。女子高校では、コート改修、図書館冷暖房などの施設整備事業に二千四百六十四万円が計上されています。

- 社会教育関係では、萩原朝太郎記念館整備事業として、朝太郎の離れ座敷をばら園に移築するため五百万円、また東公民館新築に一億五千七百四十一万円などが計上されています。
- 体育関係では、九億六千五百九十三万円が計上され、体育団体運営助成、学校開放推進(中川小にクラブハウス建設、三中と五中に屋外照明設置)、市宮コート夜間照明設置が行われます。また、市立短期大学隣接地に、国体にも使用できる規模の市民体育館を建設します。さらに、運動広場(基幹運動施設)整備もはかられます。教育費の主な予算額は、次のとおりです。

- 教育総務費一〇億一、一九八万円
- 総務課運営 三、四九八万円
- 私立幼稚園運営補助金 一、一九九万円
- 私立幼稚園就園奨励費補助金 八四九万円
- 奨学資金貸付事業(私立高校生分を八千円から一万二千円に) 一、三九〇万円
- 学校教育課運営一、九一四万円
- 社会科副読本「わたしたちの前

- 橋」作成 七二六万円
- 共同調理場施設設備適正診断設計委託 一〇〇万円
- 共同調理場運営五、八五二万円
- 桂萱共同調理場移転用地取得事業 六、八〇〇万円
- 小学校費 二四億〇、六九四万円
- 小学校運営二億〇、一二六万円
- 弱視等指導教室運営二三三万円
- 小学校施設管理 一億二、三〇〇万円
- 小学校火災施設保全事業(学校警備委託など)二、二〇四万円
- 就学援助事業 二、九六一万円
- 校教員設備充実事業 九、六七六万円
- 教育設備近代化事業 一、八四〇万円
- 山王小学校新築、芳賀小学校改築、丸井小学校改築、清里小学校増改築、上川淵小学校増改築、桂萱東小学校増築、荒子小学校増築事業一〇億八、四四九万円
- 山王小プール新築、中央小プール改築事業 七、七四八万円
- 西南部小学校(仮称)、天川小学校用地取得事業 四億二、〇〇〇万円
- 中学校費 一三億二、八八五万円
- 中学校運営一億〇、二〇三万円
- 弱視等指導教室運営 八八八万円
- 中学校施設管理五、七〇六万円
- 中学校火災施設保全事業(学校警備委託など) 九四九万円
- 就学援助事業 三、一五〇万円
- 校教員設備充実事業 六、〇〇五万円
- 教育設備近代化事業 二、二一八万円
- 第六中学校増改築、芳賀中学校増改築、木瀬中学校増改築、荒砥中学校改築事業 五億五、四二八万円
- 第一中学校、第七中学校、南橋中学校、各第二体育館新築事業 一億四、一二二万円
- 第四中学校、第五中学校、第六中学校、各プール新築事業 一億一、九四〇万円
- 芳賀中学校拡張用地造成事業 四、一〇〇万円
- 木瀬中学校運動場整備事業 三、〇〇〇万円

(2ページ上段へつづく)

老人福祉センター建設

民生費69億7,219万円



八月オープンを目指して急ピッチで工事がすすむ老人福祉センター

保育所の整備、ねたきり 老人家庭の巡回訪問新設

高齢化社会を迎え、老人福祉は重要な課題となっています。社会福祉関係では、老人福祉センター建設事業に三億五千九百六十一万円を計上し、事業をすすめます。老人福祉センター建設は、五十三年九月に着工され、八月中旬にオープンを予定しています。センターは豪華の中にもすべてのお年寄りが気軽に行き、休養できるように運営されます。また、お年寄りのみなさんが、手芸、俳句、絵画、ダンス、盆栽などの趣味が生かせるよう、五つのクラブ室も新設されます。

その他、社会福祉では、ひとり暮らし老人給食補助、ひとり暮らし老人簡易型火災警報機設置費補助、在宅ねたきり老人家庭巡回訪問、盲人生きがい対策、身体障害者住宅整備資金利子補助など各種事業が新設されました。児童福祉関係では、民間保育所プールの建設補助制度が新設されました。また、芳賀保育所改築事業に一億四千七百二十四万円、第二保育所改築事業に九千九百四十二万円がそれぞれ計上されました。民生費の主な予算額は、次のとおりです。

- 社会福祉費三億四億八、七五三万円
- ▽諸行事委託事業 六一一万円
- ・戦没者慰霊行事委託
- ・長期入院患者・原爆被災者慰問行事委託 二〇二万円
- ▽社会福祉団体等助成事業
- 一、九六九万円
- ▽民生委員関係事業 六一九万円
- ▽婦人保護事業 一五三万円
- ▽群馬県心身障害者扶養共済制度(掛金負担金・扶助費など) 五八〇万円
- ▽特定疾患患者対策事業(小児疾患の拡大および腎不全透析患者

- を加える)
- ▽心臓病児対策事業 六四一万円
- ▽同和対策事業 五〇〇万円
- ▽同和对策事業 五九〇万円
- ▽同和对策事業住宅改修資金貸付 一六〇万円
- ▽家庭奉仕員派遣委託事業(在宅ねたきり老人家庭の巡回訪問を新設) 三、八一九万円
- ▽付添看護料差額支給事業 四六八万円
- ▽厚生住宅管理事業 一六九万円
- ▽抛出国国民年金事業(電算委託料含む) 五億七、三〇六万円
- ▽福祉年金事業 二八四万円
- ▽心身障害者福祉施設管理運営委託事業 六八八万円
- ▽身体障害者福祉施設設置、身体障害者介護人派遣、身体障害者用自動車燃料費支給事業 八〇〇万円
- ▽盲人生きがい対策事業(ガイドヘルパー派遣、民謡・詩吟教室など) 一九九万円
- ▽身体障害者援護事業 一億一、七五四万円
- ・収容援護委託料
- 九、六五四万円
- ・身体障害者(児)住宅改修費補助金 四三三万円
- ・補装具給付等 六一七万円
- ▽福祉手当支給事業 四、一四八万円
- ▽精神薄弱者援護事業 一億八、八三八万円
- ・収容援護委託料
- 一億八、二五六万円
- ・職親委託料 一一七万円
- ・通訳収容援護委託料

- ▽老人生活がい対策事業(老人介護者慰労金・見舞金など) 九一四万円
- ▽老人生活がい対策事業 二、一四八万円
- ・老人クラブ育成事業補助
- 一、八三五万円
- ・老人クラブ連合会補助 三、一三三万円
- ▽老人福祉施設管理運営事業 三、七〇三万円
- ▽老人居室整備資金利子補助 一、三三三万円
- ▽老人福祉地域対策事業 二、六六四万円
- ▽民間老人福祉施設整備助成事業 三、〇〇〇万円
- ▽老人医療費支給事業 一〇億三、二二八万円
- ・医療扶助費

(3ページ上段へつづく)

- (1ページからつづく)
- ▽養護学校費 三、三〇八万円
- ▽養護学校運営 五三九万円
- ▽養護学校施設管理 三七二万円
- ▽心身障害児訪問指導事業 一四四万円
- ▽校教員設備充実事業二〇〇万円
- ▽女子高等学校費 四億〇、五二九万円
- ▽高等学校運営 一、〇三七万円
- ▽高等学校管理運営 一、五八三万円
- ▽高等学校施設管理 二、四六四万円
- ▽校教員設備充実事業

- 二、三三三万円
- ▽生活館管理運営事業一四七万円
- ▽図書館費 二億九、七六六万円
- ▽幼稚園運営 八〇一万円
- ▽就園奨励事業 一億三、五五一万円
- ▽幼稚園施設管理 六七五万円
- ▽社会教育費 八億一、五二二万円
- ▽社会教育課運営 三〇九万円
- ▽文化財保護管理運営三〇七万円
- ▽山王院跡発掘調査四〇〇万円
- ▽土地改良関係遺跡群緊急調査 一、二九七万円
- ▽市民文化会館、中央公民館(仮

- 称)建設調査 五四〇万円
- ▽東公民館改築事業 一億五、七四一万円
- ▽図書館運営 二、四〇九万円
- ▽図書館資料購入三、一〇〇万円
- ▽萩原朔太郎記念館整備(離れ座敷) 五〇〇万円
- ▽図書館配本車購入 一六〇万円
- ▽視聴覚ライブラリー運営(フィルム購入など) 二八八万円
- ▽教育資料館運営 三九九万円
- ▽児童文化センター運営 一、〇八九万円
- ▽体育費 九億六、五九三万円
- ▽体育課運営 二、一四四万円

- ▽市民体育行事開催事業 三二〇万円
- ▽体育団体運営助成(体育協会補助金、中学校体育連盟補助金など) 九七八万円
- ▽学校開放推進事業(運動場照明設備設置、クラブハウス設置など) 三、二二〇万円
- ▽体育施設管理整備(市営テニスコート夜間照明設置など) 一、五二五万円
- ▽運動広場(基幹運動施設)整備事業 九、〇〇〇万円
- ▽広城市町村圏振興整備組合事業(臨海学校運営費負担金など) 三、〇六七万円

- ▽市民体育館建設事業 七億二、〇〇〇万円
- ▽青少年費 一億〇、九五〇万円
- ▽青少年課運営 三、四六六万円
- ▽地域活動振興事業 三、三五五万円
- ▽児童館管理運営 九、二二二万円
- ▽広城市町村圏振興整備組合事業(赤城少年自然の家運営費負担金) 二、九一七万円
- ▽補導活動 二、二四四万円
- ▽青少年相談事業 四、三三三万円
- ▽工業短期大学費 二億四、七二九万円
- ▽短大管理運営事業 二億四、七二九万円

(3ページ下段へつづく)

54年度予算編成方針

市長の議会での予算説明から



前橋市長 藤井精一

昭和五十四年度の当初予算は、私が市長に就任して、はじめて編成するものです。したがって編成に当たっては、今までと違った新しい気持ちで、さらには、市長選挙を通じての市民の考え方、要望、また、私自身が身近に肌で感じたものを通して、その具現化に努めました。

私は今年一月一日付けの広報で、市民のみなさんにごあいさつ申し上げた中で、「私たちがとりまく生活環境は、卒直なところ、他都市に比べて、かなりすぐれているとはいえず、まだまだ改善していかなければならない部分があります」と述べ、「そして今年こそ、すばらしい前橋・創造のために、私たちの心を一にして着実に一歩を踏み出してまいりたい」と新たな決意を燃やしております。」と結びましたが、まさに、その第一歩として実行の初年度にしたいと考えています。

また、新総合計画の基本構想の策定に当たっては、議会の慎重かつ熱心な審議をいただきましたが、その基本構想なり基本計画を実現するための実質的な初年度として、健全財政を維持しながら、多様化する市民要求を公平に反映させ、また多くの大規模事業を消化するため、着実に踏み出す考えです。

昭和五十四年度は、前橋市新総合計画の実質的な初年度に当たります。この計画の中で、すばらしい前橋の創造をめざすことを基調としていますが、各階層の市民が、文字どおり住みよい魅力ある、すばらしい前橋であるとするような街づくりをしていくためには、現在の日本経済を考察したとき、容易でない財政事情であるといえます。しかし、速やかに対応しなければならぬ事業が山積していますから、景気の低迷を理由に後年度へ繰り越すことは、できるだけ避けなければなりません。

さらに、今年度は大型事業のスタートの年でもあります。この事業を計画どおり実施するためには、周到な実施計画と、財政措置の問題を考慮していかねばなりません。

このような時期における昭和五十四年度の予算編成に当たっては、大型事業が規定の各事業を圧迫し、後退をさせることのないよう、十分に配慮し、さらに、従来やもすると、補正予算に組み込む要素を含んでの当初予算とした経緯もありましたが、できるだけ当初予算によって措置する通年予算に、重点を置きました。

つまり、職員給与費の今後改定予想額(二・五割分)や、年間を通じての普通退職の手当などの一般経費はいうまでもなく、各事業についても、従来補正予算によって上積みしてきたものを組み込むよう努めました。

福祉関係については、細かい点を配慮して、各般にわたって、いくつかの事業の実施、拡充をはかりました。もちろん、金額的に大幅に改定することにはなりません。市民福祉の向上がはかられるよう努めました。

(3ページ下段へつづく)

(2ページからつづく)

- 九億六、九五三万円
- 老人医療費預託金
- 老人健康対策事業二、八〇七万円
- 老人健康診査委託料
- 老人胃検診委託料四二〇万円
- 老人婦人科ガン検診委託料
- 老人保健措置事業
- 老人保健特別会計への繰出金
- 老人福祉センター建設事業
- 老人福祉センター建設事業
- 三億五、九六一万円
- 児童福祉費二億三、四三三万円
- 民間児童福祉施設補助事業
- 八、一七三万円
- 民間保育所運営費補助金
- 五、八三三万円
- 民間保育所保育母増員費補助
- 六八五万円
- 保育所時間外保育助成金
- 七七七万円
- 在宅心身障害児母子通園教室補助事業
- 七二万円
- 心身障害児通園委託事業
- 八〇一万円
- 在宅重度障害児手当支給事業
- 一二九万円
- 県立盲ろう学校就学児童生徒補助事業
- 一二六万円
- 災害遺児手当支給
- 一五二万円
- 児童手当支給事業
- 二億九、三四〇万円
- 助産施設、母子寮、保育所委託事業
- 七億四、三四九万円
- 保育所管理運営事業
- 八億一、九三二万円
- 保育所整備事業
- 二億四、六七六万円
- 小児童遊園整備管理事業
- 一五五万円
- 母子健康センター管理運営事業
- 七二七万円
- 母子福祉事業
- 一九九万円
- 家庭児童相談室運営事業
- 二一六万円
- 生活保護費一億四、八八三万円
- 生活保護事業(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、施設事務費など)一億一、一五四万円
- 災害救助費
- 一五〇万円
- 災害救助事業
- 一五〇万円

国鉄両毛線鉄道高架化事業など 都市計画73億円で



市之坪公園で

都市の近代的整備のための、秩序ある都市づくりは、主要課題となっております。

道路橋りょう関係では、十五億九千二百五十八万円を計上し、道路補修および水路改良事業、道路新設改良事業、橋りょう新設改良事業などが計上されています。

また、私道整備事業補助については、補助率を七〇割から八〇割に引き上げました。

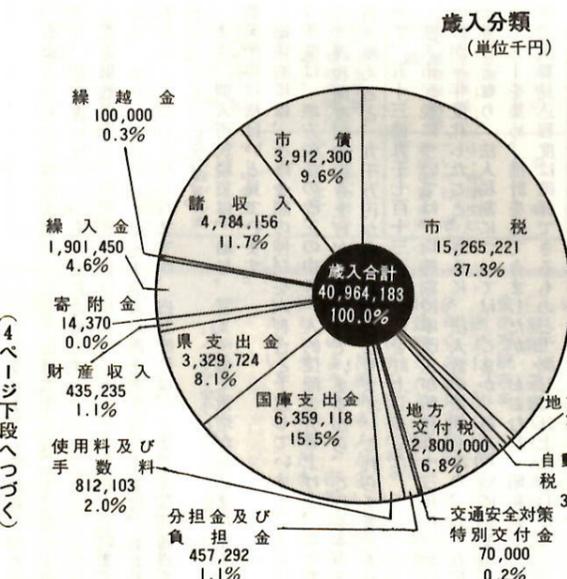
都市計画関係では、七十三億七千三百二十二万円を計上しました。まず、街路事業では、国鉄両毛線前橋駅付近鉄道高架化事業、東部環状線改良、西部環状線立体交差、敷島公園通り緑化改良、総合グラウンド線緑化、群馬大橋通り線街路緑化などに三十一億八千三百六十七万円を計上し、事業がすすめられます。また、公園事業には、三億六千七百四十四万円を計上し、①公共施設等の緑化業務委託②中央通り、弁天通り、千代田通りなどの商店街などにフラワーボットを設置③広瀬川河川緑地を整備し、川の中の噴水、動く彫刻など設置④国際児童年の記念事業として、公園整備(敷島公園内に児童の森を建設)⑤運動公園設計委託⑥公園緑地整備(七公園)などの各種事業を実施します。

住宅関係では、十九億八千二百円を計上し、市営住宅建設事業、市民分譲住宅建設事業、住宅地区改良事業・同調査事業などをすす

土木費109億0,199万円

- 都市の近代的整備のための、秩序ある都市づくりは、主要課題となっております。
- 道路橋りょう関係では、十五億九千二百五十八万円を計上し、道路補修および水路改良事業、道路新設改良事業、橋りょう新設改良事業などが計上されています。
- また、私道整備事業補助については、補助率を七〇割から八〇割に引き上げました。
- 都市計画関係では、七十三億七千三百二十二万円を計上しました。まず、街路事業では、国鉄両毛線前橋駅付近鉄道高架化事業、東部環状線改良、西部環状線立体交差、敷島公園通り緑化改良、総合グラウンド線緑化、群馬大橋通り線街路緑化などに三十一億八千三百六十七万円を計上し、事業がすすめられます。また、公園事業には、三億六千七百四十四万円を計上し、①公共施設等の緑化業務委託②中央通り、弁天通り、千代田通りなどの商店街などにフラワーボットを設置③広瀬川河川緑地を整備し、川の中の噴水、動く彫刻など設置④国際児童年の記念事業として、公園整備(敷島公園内に児童の森を建設)⑤運動公園設計委託⑥公園緑地整備(七公園)などの各種事業を実施します。
- 住宅関係では、十九億八千二百円を計上し、市営住宅建設事業、市民分譲住宅建設事業、住宅地区改良事業・同調査事業などをすす
- 土木費の主な予算額は、次のとおりです。
- 道路橋りょう費
- 一五億九、二五八万円
- 土木管理事業(路線測量委託料、橋りょう設計委託料、城南土地改良事業補助金、群馬用水土地改良事業補助金、清里土地改良事業補助金、私道整備事業補助金など)
- 二億六、一八〇万円
- 道路維持管理事業(道路台帳附图、調査作成委託料など)
- 一億四、七七八万円
- 建設業振興対策事業(貸付金)
- 六、〇〇〇万円
- 道路補修および水路改良事業(道路改良事業)
- 三億八、二〇〇万円
- 道路新設改良事業(舗装道新設改良工事、砂利道新設改良工事、道路照明灯改良工事、道路新設・拡幅改修工事に伴う用地買収費、工作物等補償費など)
- 六億二、一〇〇万円
- 橋りょう改良補修事業
- 一、八〇〇万円
- 橋りょう新設改良事業
- 一億〇、二〇〇万円
- 河川費
- 二、八三五万円
- 準用河川改修事業
- 二、八三五万円
- 都市計画費七億三、三〇二万円
- 都市計画決定資料作成事業
- 一、二二二万円
- 都市計画基礎調査事業
- 一、二四三万円
- 総合交通体系調査事業
- 六、一七二万円
- 土地地区画整理事業調査事業
- 四、三〇〇万円
- 前橋市現形図作成事業
- 三、五〇〇万円
- 幹線道路推進対策事業
- 一、四九二万円
- 都市計画事業特別融資資金預託金
- 五、五七八万円
- 新前橋駅前地区都市改造事業
- 五、八七二万円
- 前橋駅南口地区都市改造事業
- 六億九、三六五万円
- 前橋駅南口第二地区都市改造事業
- 二億六、五四七万円
- 日吉町地区都市改造事業
- 六億三、八二〇万円
- 二中地区都市改造事業
- 一億四、五五五万円
- 二子山地区都市改造事業
- 九、五三二万円
- 六供(仮称)地区都市改造事業
- 六、九〇〇万円
- 松並木(仮称)地区都市改造事業
- 二、八八〇万円
- 西部第一西地区土地画整理事業
- 七、九八三万円
- 北部地区土地画整理事業
- 一億一、八〇九万円
- 荒牧地区土地画整理事業
- 七、二九一万円
- 上石倉地区土地画整理事業
- 二億二、五三六万円
- 北部第二地区土地画整理事業
- 五億五、九五五万円
- 東部第二地区土地画整理事業
- 四億二、二六九万円
- 荒牧第二(仮称)地区土地画整理事業
- 八四五万円
- 東部環状線改良事業
- 二、三四〇万円
- 西部環状線立体交差事業
- 四億五、〇〇〇万円
- 国鉄両毛線前橋駅付近鉄道高架化事業
- 二億八、三四七万円
- 敷島公園通り緑化改良事業
- 三、〇〇〇万円
- 総合グラウンド東口線街路緑化事業
- 三、〇〇〇万円
- 前橋公園管理事業
- 一、〇五〇万円
- 敷島公園管理事業
- 二、四六六万円
- 公園管理事業
- 二、〇八七万円
- 都市緑化推進事業
- 四、五九〇万円
- 国際児童年施設整備事業
- 二、〇〇〇万円
- 広瀬川河川緑地整備事業
- 六、八〇〇万円
- 市運動公園整備事業
- 一、八〇〇万円
- 公園緑地整備事業
- 六、三〇〇万円
- 櫛公園特別会計へ繰り出し
- 一億〇、一六五万円
- 住宅費
- 一億九、〇八二万円
- 市営住宅管理業務(住宅管理委託料、アメリカンロヒトリ等防除委託料、既設団地住宅補修工事など)
- 一億九、一五五万円
- 公営住宅建設事業(建替団地設計委託料、市営住宅建設用地集会所新築、市営住宅建設用地購入)
- 一億五、〇四八万円
- 市民分譲住宅建設事業
- 四、五五五万円
- 住宅地区改良事業
- 四億九、〇五七万円
- 住宅地区改良事業調査事業
- 二〇〇万円
- 建築基準法施行業務
- 七、三三三万円

- 北部地区土地画整理事業
- 一億一、八〇九万円
- 荒牧地区土地画整理事業
- 七、二九一万円
- 上石倉地区土地画整理事業
- 二億二、五三六万円
- 北部第二地区土地画整理事業
- 五億五、九五五万円
- 東部第二地区土地画整理事業
- 四億二、二六九万円
- 荒牧第二(仮称)地区土地画整理事業
- 八四五万円
- 東部環状線改良事業
- 二、三四〇万円
- 西部環状線立体交差事業
- 四億五、〇〇〇万円
- 国鉄両毛線前橋駅付近鉄道高架化事業
- 二億八、三四七万円
- 敷島公園通り緑化改良事業
- 三、〇〇〇万円
- 総合グラウンド東口線街路緑化事業
- 三、〇〇〇万円
- 前橋公園管理事業
- 一、〇五〇万円
- 敷島公園管理事業
- 二、四六六万円
- 公園管理事業
- 二、〇八七万円
- 都市緑化推進事業
- 四、五九〇万円
- 国際児童年施設整備事業
- 二、〇〇〇万円
- 広瀬川河川緑地整備事業
- 六、八〇〇万円
- 市運動公園整備事業
- 一、八〇〇万円
- 公園緑地整備事業
- 六、三〇〇万円
- 櫛公園特別会計へ繰り出し
- 一億〇、一六五万円
- 住宅費
- 一億九、〇八二万円
- 市営住宅管理業務(住宅管理委託料、アメリカンロヒトリ等防除委託料、既設団地住宅補修工事など)
- 一億九、一五五万円
- 公営住宅建設事業(建替団地設計委託料、市営住宅建設用地集会所新築、市営住宅建設用地購入)
- 一億五、〇四八万円
- 市民分譲住宅建設事業
- 四、五五五万円
- 住宅地区改良事業
- 四億九、〇五七万円
- 住宅地区改良事業調査事業
- 二〇〇万円
- 建築基準法施行業務
- 七、三三三万円



各会計別予算 (二万円未満は四捨五入) (前年度比)

- 一般会計予算 四〇九億六、四一八万円 (二〇・三割増)
- 特別会計予算 二六七億九、九二六万円 (三〇・〇割増)
- 国民健康保険 六四億二、一八〇万円 (一五・一割増)
- 食肉処理場 五、〇〇〇万円 (二八・七割増)
- 中央児童遊園 七、三五五万円 (一四・〇割増)
- 競輪 一八五億六、四一八万円 (三七・〇割増)
- 中小企業合理化資金貸付 一、一五二万円 (五七・五割減)
- 櫛公園 三億六、五二〇万円 (九九・三割増)
- 用品調達 一三億一、三〇〇万円 (二二・三割増)
- 企業会計予算 六七億七、〇九九万円 (二二・九割増)
- 水道事業 二四億二、〇八八万円 (二〇・一割増)
- 下水道事業 三五億一、〇一四万円 (三三・一割増)
- 農業共済事業 八億三、九九八万円 (二〇・六割増)
- 合計 七四五億三、四四四万円 (二二・九割増)

昭和五十四年度の一般会計の予算は次のグラフのとおりです。



(2ページ下段からつづく)

(4ページ下段へつづく)

都市化の中の農業近代化

農村総合整備モデル事業一部供用を開始

本市は、昭和四十四年度に農業振興地域の指定を受け、さらに四十六年の都市計画法の改正にあわせて、農用地区域の設定を行いました。これによって農用地の基盤整備がすすみ、都市化の中の農業の近代化が推進されてきました。

このため、本年度も農業構造改善対策事業、圃(ほ)場整備事業、水田利用再編対策事業などを中心に各種施策を積極的に推進していきます。



農村総合モデル事業の終末処理場(小屋原町地内)

農林水産業費18億 7,022万円

農業構造改善対策事業では、三億五千六百五十五万円を計上し、農村地域の教育・娯楽などの機能をもつ集落センター建設や施設園芸圃地整備をはかりました。

農作物対策関係では、野菜園芸振興対策事業として、冬と春のキウリの育苗施設整備のため、野菜指定産地整備近代化事業費補助金制度を新設しました。

畜産関係では、自給飼料対策を推進し、機械化導入により生産の向上をはかるため地域農業生産総合推進事業費補助金制度や、畜産物の価格の安定をはかる、県畜産物備安定基金協会出資金制度を新設しました。

土地改良関係では、圃(ほ)場整備事業に一億八千六百六十二万円を計上、新規三地区を含む十か所の整備をすすめます。

本年度から一部供用開始となる農村総合整備モデル事業には、三億八千六百万円を計上、集落排水施設を整備をはかっています。

林業関係では、松くい虫防除事業を新設し、本市の緑を守っていきます。

農林水産業費の主なものは、次

- のとおりで。
- 農業費 一八億五、三八四万円
- 農作物調整事業(青果物生産出荷安定事業補助金負担金など) 三九〇万円
- ▽近代農業経営者育成事業(群馬県農業後継者育成基金出損金など) 三二一万円
- ▽農業者の生活改善対策事業 一三三万円
- ▽水田利用再編対策事業 三、五七二万円
- ・水田利用再編対策業務委託料 四六七万円
- ・水田利用再編特別対策事業費補助金 二、九九〇万円
- ▽農業近代化資金等利子補給(養鶏経営安定資金特別融資利子補給金など) 九、五三九万円
- ▽農業構造改善対策事業 三億五、六五五万円
- ・農業近代化施設整備事業費補助金 一、五三六万円
- ・土地基盤整備事業費補助金 二億七、二七六万円
- ・農村地域農業構造改善事業費補助金 六、四二七万円
- ▽生産合理化対策事業(高能率集団営農推進対策事業費補助金、

- 営農条件整備対策事業費補助金など) 二、三〇八万円
- ▽麦生産振興対策事業(麦作集団育成対策事業費補助金など) 二、六五五万円
- ▽植物病害虫防除事業 三二二万円
- ▽花き園芸振興対策事業 二四七万円
- ▽果樹園芸振興対策事業 二四八万円
- ▽野菜園芸振興対策事業(野菜指

- 定産地整備近代化事業費補助金など) 一、一五七万円
- ▽養蚕技術指導事業(養蚕近代化促進対策事業費補助金、桑園近代化推進事業費補助金、桑葉育給養改善施設設置事業費補助金、キボシカミキリ防除対策事業費補助金など) 一、八三〇万円
- ▽飼料対策事業(地域農業生産総合推進事業費補助金、水田利用再編特別対策事業費補助金など) 五、〇〇五万円
- ▽家畜貸付事業 一、八四八万円
- ▽種畜貸付事業 三、四一六万円
- ▽家畜衛生、検査事業 三、七三三万円
- ▽畜産経営、環境衛生対策事業(畜産公害防止対策事業費補助金、県畜産物価格安定基金協会出資金など) 一、〇二二万円
- ▽高島育成牧場運営および管理事業 二、八一九万円
- ▽圃(ほ)場整備事業 一億八、一六二万円
- ・県営前橋南部土地改良事業補助金 七三三万円
- ・県営荒砥南部土地改良事業補助金、利子補給金 一億〇、四八二万円
- ・県営荒砥北部土地改良事業調査費負担金 九〇〇万円
- ・群馬用水小坂子金丸地区圃場整備事業補助金 四二〇万円
- ・県営清里地区土地改良事業補助金 二、六二六万円
- ・木瀬北部土地改良事業補助金 五四九万円
- ・西大空土地改良事業補助金 一、〇二九万円

- ・荒砥南部地区上武国道路線内特別対策事業補助金九八〇万円
- ▽群馬用水土地改良事業(土地改良区経常賦課金、公団償還金負担金、県営事業利子補給金など) 四、四三九万円
- ▽農道整備事業 五、二八二万円
- ▽農業用水路危険防止対策事業(防護柵設置など) 一、一〇〇万円
- ▽市単農業土木事業 五、二〇八万円
- ▽小規模土地改良事業 二、三三三万円
- ▽農地防災事業(県営農地防災事業費負担金など) 三、三九三万円
- ▽かんがい排水整備事業(県営箱田用水かん排事業費負担金など) 二、八八八万円
- ▽転換水田整備事業 七、五五五万円
- ▽農村総合整備モデル事業 三億〇、八〇六万円
- ・集落排水施設工事 一億五、三四六万円
- ・農業集落道工事 五九六万円
- ・排水施設補完工事 二、〇〇〇万円
- ・農村総合整備モデル事業費負担金 六、九六三万円
- ▽地籍調査事業 五八二万円
- ▽林業費 一、六三七万円
- ▽林業振興対策事業(松くい虫防除委託料、林業経営作業道建設事業費補助金、乾椎茸生産圃地育成事業費補助金、椎茸等生産近代化促進事業費補助金など) 三九八万円
- ▽林道整備事業 一、二二九万円

- 引き下げ)、勤労者住宅資金貸付金、労働福祉施設設置資金貸付金、産業人スポーツセンター整備一などの各種事業に、二億五千五百五十八万円が計上されました。
- 労働費の主な予算額は、次のとおりです。
- ▽失業対策事業(職員人件費、特殊技能者賃金、就労者夏季、年末対策費など) 一億二、二九六万円
- ▽一般失業対策事業(就労者労働保険料、就労者賃金、道路舗装工事用等原材費など) 二億四、二二三万円
- ▽職業指導および雇用対策事業 一、二四〇万円
- ▽中小企業退職金共済加入促進補助金 七二〇万円
- ・勤労者生活融資資金預託金 二、〇〇〇万円
- ▽優良従業員表彰事業 八八八万円
- ▽勤労者住宅資金貸付事業 一億四、四八六万円
- ▽労働福祉施設設置資金貸付事業 四、五八〇万円
- ▽産業人スポーツセンター管理 八二五万円
- ▽勤労青少年福祉施設管理 八九四万円
- ▽労働福祉施設整備事業 一、二四〇万円

【市税】市税の予算計上額は、百五十二億六千五百二十二万一千円です。前年度に比べ、一七・三割の増です。

地方財政計画の市町村税の伸びは、一・一割と見込んでいますから、本市の場合は、この地方財政計画との比較の上では、おおむね順調とも受けとめられますが、内容的には、さまざまな問題点を含んでいるといえます。

まず、個人市民税では、給与、営業所得で増が見込まれますが、農業所得は横ばいと見えています。

総体的には、所得金額の伸びを六割台と予想しています。さらに今年度は、地方税法の改正の中に、人的控除の引き上げと、均等割の非課税限度額の引き上げが予定されていますから、これを本市に置き換えると、九千万円からの減税となります。これを考えあわせて、五十三億九千七百三十三万五千円を計上しました。

法人市民税については、均等割税率改正が昭和五十三年に行われ、これが平年度化したこと、さらに、法人数の増加もあり、九・九割の伸びとなり、法人税制については、こまかく各業種別に企業からデータを集め、推計をしてみました。おむね、昭和五十三年の決算見込程度は確保できるものと予測して計上しました。

固定資産税は、評価換えの年に当たり、土地については、負担調整によるものを、家屋については新築によるものをそれぞれ含み、五十五億九千八百三十九万九千円を計上し、一四・九割の増加を見込みました。

その他の税収については、軽自動車税とガスの税法改正が予定されているので、それらを含んで、前年度の実績の上にたち積算計上したものです。

また、都市計画税については、前年度に制限税率の引き上げが行われ、本市ではこれを一年見送った経緯がありますが、税源配分の問題などを含めて、さらにもう一年十分に検討し、昭和五十五年以降において、どう対処するかということにしたいと考えています。

【地方交付税】地方交付税については、二十八億八千九百九十九万五千円を計上し、前年の普通交付税の実績が、三十三億八千九百九十九万五千円から、これの対比では減となる見込みで計上したものです。

このことは、現段階で地方交付税法の改正案と、その運用が確定していないことなどから、地方財政計画での地方交付税の伸びを単純にあてはめることを避け、計上しました。

【その他の収入】本年度、一般会計において使用料及び手数料の改定新設をしようとするものは、次のとおりです。

①ごみ、動物の死体処理手数料(ごみについては大量排出者対象)の改定②畜場火葬室使用料については、本市住民を対象に無料③霊柩車使用料の改定④畜場大式場の祭壇設置に伴う使用料の改定⑤ばら園内の温室開閉に伴う温室入園料の徴収。

次に、寄付金収入では、一般土木、失業対策事業の道路舗装について、従来二割の寄付金を徴していましたが、今回これを全廃することになりました。これに伴い、農業土木の寄付金についても、従来の負担率を、一〇割から七割に引き下げます。農業土木関係は、一般土木に比べ、受益負担がある程度限定されることもあるので、このような措置にしましたが、原材料支給のものは、寄付金を全廃することにします。

昭和五十四年度一般会計の予算を分類してみると、次のグラフのとおりになります。詳しくは上記予算解説のとおりです。

(5ページ下段へつづく)

歳出

商店街振興をはかる

市民プールのウオータースライダー新設

商店街の振興は、都市の発展のために、きわめて重要な部門です。商業振興関係では、周辺商店街売り出し事業補助金、大型店対策特別融資保険料補助金などの事業を新設しました。また、小口資金融資促進、中小企業経営振興資金融資促進、中小企業融資促進、商店街共同施設建設および維持費補助金など、各種事業の推進がはかられ、商店街振興事業がすすめられます。

工業振興関係では、中小企業機械類貸付譲渡事業、経営の合理化

商工費19億4,177万円



にぎわう商店街

- ▽中小企業振興融資資金預託金 六七四万円
- ▽中小企業経営振興資金融資促進(保険料補助、代位弁済補填金、信用保証協会出損金) 二、一四〇万円
- ▽中小企業融資預託 一〇億四、五〇〇万円
- ▽中小企業機械類貸付譲渡事業(貸付用機械購入) 一億五、〇二二万円
- ▽経営の合理化事業 二四九万円
- ▽業種別技術向上および団体育成事業 一四〇万円
- ▽中小企業産業別集約化促進事業 三五三万円
- ▽工場振興事業 五二〇万円
- ▽工場緑化推進事業 一〇〇万円
- ▽産業道路整備事業 六九三万円
- ▽観光と物産の宣伝事業 八五〇万円
- ▽観光産業振興事業 一、二二二万円
- ▽三大まつりの実施(七夕まつり、

- ▽中小企業団体事業補助(商工会議所事業補助金など) 一、四三〇万円
- ▽商業設備近代化資金融資促進(資金貸付金) 一億八、〇一三万円
- ▽小口資金融資促進(保険料補助、代位弁済補填金、信用保証協会出損金など) 九、九九八万円
- ▽中小企業振興事業 一、六三三万円
- ▽商店街振興事業一、六三六万円
- ▽小売業売出し事業(全市連合大販売事業補助金、周辺商店街売り出し事業補助金) 五〇〇万円
- ▽卸売業振興事業 二〇五万円
- ▽製造業の販売管理の近代化と販路開拓 三九九万円

- ▽前橋まつり、初市まつりの補助金など 一、一五二万円
- ▽伝統行事の保存育成 三〇〇万円
- ▽市民朝市開催奨励事業 二〇〇万円
- ▽合同朝市開催補助事業 二〇〇万円
- ▽生鮮食料品卸売市場健全運営促進事業(産地確保対策、場内環境衛生整備事業補助金など) 一八〇万円
- ▽野菜安定供給特別事業 二二五万円
- ▽計量取締事業 一一七万円
- ▽計量普及、指導事業 四〇万円
- ▽市民生活安定対策事業 二二〇万円
- ▽消費者教育推進事業 一六三万円
- ▽市民プール管理運営(ウォータースライダー設置含む) 一、七三三万円
- ▽温水プール・トレーニングセンター管理運営 三、〇一三万円
- ▽中央児童遊園特別会計へ繰り出し 五、八四五万円

斎場に大式場祭壇を設置

南橋・光が丘団地にもごみ収集コンテナ導入

市民のみなさんの生活環境を向上させることも、健康管理を推進するにも重要な部門です。保健関係では、健康づくり推進事業を新設するとともに、母子保健対策、成人病予防対策、保健事業、予防接種—などの各種事業に二億八千五百六十四万円を計上、事業をすすめます。

衛生関係では、斎場に大式場祭壇を新設、亀泉霊園拡張整備(墓碑付墓地八十二基、芝生墓地二十

衛生費 一四億二、九五二万円

四基、区画墓地十八基)、伝染病予防、ネズミ・蚊・ハエなどの駆除、あき地の環境管理などで、二億四千六百六十二万円が計上されています。なお、斎場では、市内居住者の火葬料金を無料とします。ただし、霊柩車の使用料は、基本料金が四千円となり、清掃関係では、環境整備事業、ごみ収集・焼却事業、大規模住宅団地コンテナ方式ごみ収集事業などで、九億二千二百五十九万円が計上されました。ことに大規模住宅団地コンテナ方式ごみ収集事業は、新たに南橋団地に九基、光が丘団地に五基を設置するとともに広瀬団地に十八基を設置予定です。衛生費の主な予算額は、次のとおりです。

- ▽在宅当番医制運営費補助金 三三三万円
- ▽市医師会館建設費補助金 一、〇〇〇万円
- ▽保健婦設置事業 五、〇〇八万円
- ▽結核予防事業 三、〇三三万円
- ▽母子保健対策事業 六七二万円
- ▽成人病予防対策事業 七五四万円
- ▽保健事業 三、〇〇六万円
- ▽市医師会事業補助金 一、〇五二万円
- ▽市歯科医師会事業補助金 七二万円

- ▽衛生費 二億四、一六二万円
- ▽霊園管理事業 五九二万円
- ▽伝染病予防事業 七二四万円
- ▽モス除去除害事業 一、二二〇万円
- ▽あき地の環境管理事業 四八三万円
- ▽斎場管理事業(大式場祭壇設置など) 七、一二七万円
- ▽ごみ収集運搬事業 一、四五三万円
- ▽ごみ収集運搬委託料 一億四、三二四万円
- ▽可燃物収集運搬委託料 八、〇四九万円
- ▽不燃物収集運搬委託料 四、〇二四万円
- ▽ごみ収集車購入 九六〇万円
- ▽大規模住宅団地コンテナ方式ごみ収集事業 四、二〇六万円
- ▽コンテナ設置場所新設 五七六万円
- ▽コンテナ運搬車購入 一、二三〇万円
- ▽コンテナ購入 二、四〇〇万円
- ▽ごみ焼却事業(亀泉工場) 一、三〇一万円
- ▽ごみ焼却事業(六供工場) 八、七六六万円
- ▽粗大ごみ処理事業 二、三七三万円
- ▽し尿処理事業 四、六九三万円
- ▽東部清掃事務所車庫建設事業 二、五〇〇万円
- ▽亀泉清掃工場整備事業(クリーンゲッター等設置) 三三〇万円
- ▽六供清掃工場整備事業(ごみ収集車・コンテナ清掃用洗車設備) 八〇〇万円
- ▽公衆便所整備事業 一、三五〇万円

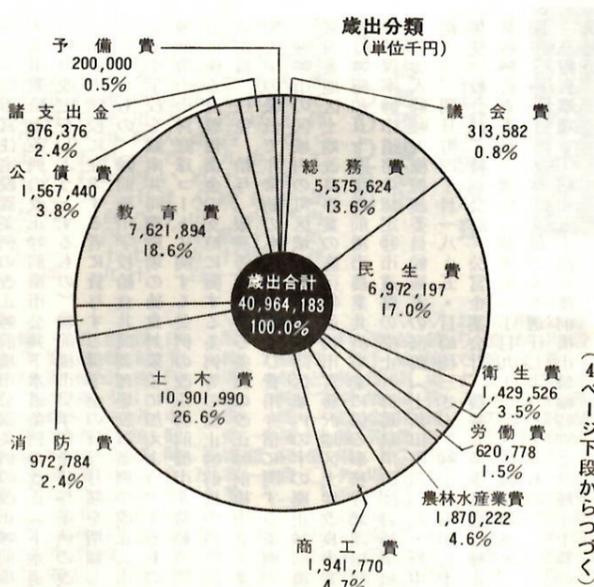


公園の一角に設置されたコンテナ(大根根団地で)

- ▽予防接種事業(三種混合、ジフテリア、日本脳炎、ポリオ、インフルエンザ、風しん、麻疹など) 五、三四五万円
- ▽夜間急病診療所運営事業 七、六七五万円
- ▽霊園拡張整備事業 四、五二〇万円
- ▽清掃費 九億〇、二二五万円
- ▽環境整備事業(有価物回収償還金、クリーンボックス等購入、市保健衛生地区組織連合会補助金など) 八〇〇万円

一般会計予算性質別分類

なお、この予算を性質的に分類すると、次のようになります。



内容を見ると、人件費は、前年の伸び率は、前年の一三・三割を大きく下回り、五・九割にとどまっています。この原因は、物価の変動の波がある程度おさまっているために、前年の給与改定が大幅であったことによります。

したがって、構成比が一九・四割と、前年よりも二・七割下る結果となり、財政構造の上からは好ましいことですが、単に人件費を圧縮することが、市政全般に好影響をもたらすとは考えられません。職員定数条例の改正で提案していること、事務事業が増加する部分には、重点的に職員の増員配置を行うことにしています。また、ある種の事業については、委託形式になじむものも少なくありません。

ばら園、ボート場、つり堀池の管理委託、さらには、河川緑地、テニスコートなど運動施設の管理一元化をはかり、市民が使いやすいようにするための委託を、本年度から実施したいと考えています。物件費では、伸び率が三九・九割と大きくなっていますが、この中に、国民年金の印紙購買に要する経費を、従来の基金と抱き合わせて運用するための歳出を、約五億四千万円含んでいるためです。(6ページ下段へつづく)

騒音街頭表示板を新設

市民活動協議会の設置

市民サービスの向上を目指す、新庁舎建設事業（五十四、五十五年連続事業）は、二十五億円を計上し、本年度から建設に着手する予定です。この新庁舎は、地下二階、地上十二階（六十一・三三〇）、延床面積二万一千五百七十七平方メートル。

市民の安全を守る交通対策では、交通安全掲示塔建設、地点名標識、交通安全施設設置、自転車駐車場設置（前橋駅・中央前橋駅の二か所二百二十八台収容）など、交通安全施設整備事業に、一億三千七百八十三万円を計上、事業をすすめます。

公害対策では、騒音街頭表示板を、国道十七号線と五十号線の交差点（本局前）に設置します。

広聴活動推進事業では、常に新しく公平な市民の考え方を把握するため、市民一人一人アンケートを実施します。また、地域づくりの輪をひろげ、市民一人ひとりが豊かなまちづくりを目指して協力し合うための市民組織、「すばらしい前橋」市民活動協議会」を組織していただき、市民活動推進事業をすすめます。

なお、五十八年度に本市を主会場として開催される「第三十八回団体」の準備もすすめられます。総務費の主な予算額は、次のとおりです。

- ▽広報事業 三、九四五万円
- ▽市史編さん事業二、一五五万円
- ▽財政調整基金積立金 五、七二七万円
- ▽文化施設、福祉施設建設基金積立金 二億一、四八四万円
- ▽庁舎建設基金積立金 一億〇、四六八万円
- ▽市庁舎維持管理事業 七、五七三万円
- ▽公用車集中管理事業 一、八四四万円

総務費 55億7,652万円



終日車の流れが絶えない県庁前通り

- ▽公害対策事業（騒音街頭表示板設置など） 一、六七〇万円
- ▽環境科学センター整備運営事業 一、二一〇万円
- ▽交通安全施設整備事業 一億三、七八三万円
- ▽交通安全掲示塔建設 二一〇万円
- ▽交通安全施設設置 七、六七〇万円
- ▽自転車駐車場設置九一二万円
- ▽自転車歩行者道設置 三、一九〇万円
- ▽交通安全指導推進事業 二、二〇〇万円
- ▽交通環境整備補助事業 一、六二二万円

国際児童年記念事業

敷島公園児童の森など

今年が国際児童年。これを記念して、市では敷島公園内に児童の森をつくります。冒険好きな子供たちのためにターザンロープ、アスレチックコーナー、さらに木製動物、木製遊具なども置かれ、また、歴史の森には増輪が置かれ、静かな語り合いの場所にもなるでしょう。

このほか、中央児童遊園地にはメリーゴーランドが設置されます。その中には、四人乗りの馬車が増えられ、子供たちを夢の世界へ誘ってくれるでしょう。また、市民プールには、ウォータースライダー（すべり台）が五か所につくられます。長さ二十メートルのものが二台、十二・五メートルのものが三台です。

- ▽防犯灯整備維持一、〇四一万円
- ▽新庁舎建設事業 二五億五、二四〇万円
- ▽水道庁舎移転建設事業 一、六二二万円

- ▽消防本部、署運営費（各分署・出張所補修工事含む） 一六九万円
- ▽市民活動推進事業 二九三万円
- ▽市税賦課事業 六、八二三万円
- ▽市税徴収事業 一億〇、二二二万円
- ▽住民基本台帳事務 四三三万円
- ▽戸籍事務 一、六二四万円
- ▽選挙管理委員会運営費 三、四四一万円
- ▽指定統計調査費一、七四九万円
- ▽監査委員費 四、八二四万円
- ▽団体準備費 一七六万円

- ▽消防本部、署運営費（各分署・出張所補修工事含む） 一六九万円
- ▽火災予防対策費 二三四万円
- ▽警防業務運営費（消防訓練塔建設工事含む） 二、三三三万円
- ▽救急業務運営費 五六九万円
- ▽通信業務運営費 五二四万円
- ▽消防広報研究費（消防防学校入校負担金など） 五三三万円
- ▽消防団運営費（消防団車庫新築工事・二か所含む） 六、四七三万円
- ▽消防施設整備費二、九三二万円
- ▽水槽付消防ポンプ自動車購入 一、三六〇万円
- ▽団用消防ポンプ自動車購入 一、四一〇万円
- ▽消防専用超短波無線機・団用無線受信機購入 一、二四四万円
- ▽消防用器具類購入費（ホース、空気呼吸器） 四三三万円
- ▽消防水利整備費 二、一五〇万円
- ▽防火水槽建設工事 九六〇万円
- ▽防火水槽新設、維持、補修負担金 八八〇万円
- ▽水防費 二二二万円

消防力を強化

水槽つきポンプ車増車

火災や災害から市民を守るための消防活動も、重要な分野です。本年度は、消防力増強のため、消防施設整備に二千九百三十二万円を計上し、水槽付消防ポンプ自動車一台、消防団用ポンプ自動車三台を購入します。また、消防訓練塔を五百九十九万円で建設します。消防団運営費は、六千四百七十三万円を計上し、消防団車庫を二か所新築します。消防費の主な予算額は、次のとおりです。



消防自動車の分列行進

この額を除くと一四・七割になります。（5ページ下段からつづく）

維持補修費では、教育関係施設を中心に、在来建物の維持管理経費には、従来以上に建物の保全に努めます。投資的経費は、性質別分類の中で、最も高い構成比と伸び率をあらわしています。その原因は大型事業が組み込まれたことによりですが、既定事業とのバランス、事業消化の可能性などを十分考慮し、計上したものです。

昭和五十四年度予算の執行に当たっては、新総合計画と関連させながら、すばらしい前橋づくり、さらには本市がこれからかかえる課題などを十分に検討しながら、最善の努力を重ねていきたいと思っております。市民のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

三月定例市議会報告

可決された議案

- ① 昭和五十四年度前橋市一般会計、特別会計、公営企業会計、農業共済事業会計予算（別記）
- ② 前橋市職員定数条例の改正（一般事務部局二十一、教育委員会十二、公営企業二、消防職員十四人の定数増）
- ③ 前橋市特別職の職員退職手当に関する条例の改正（前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正）
- ④ 前橋市固定資産評価審査委員会条例の改正（前橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例の改正）
- ⑤ 前橋市保育所条例の改正（前橋市婦人相談員設置条例の改正）
- ⑥ 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正（ごみ、動物の死体及び産業廃棄物の処理手数料を改めようとするもの）
- ⑦ 前橋市畜場条例の改正（本市住民の火葬室使用料を無料とし、霊柩車及び大式場使用料を改めようとするもの）
- ⑧ 前橋市中小企業経営振興資金貸付促進条例の改正（貸付限度額を引き上げ、中小企業者の資金繰りの円滑を図ろうとするもの）
- ⑨ 前橋市食肉処理場条例の改正（食肉処理場の使用料を改めようとするもの）
- ⑩ 前橋市農業共済条例の改正（農業災害補償法の一部改正に伴い、新たに園芸施設共済事業を実施しようとするもの並びに農作物及び畜産共済の単位当たり共済金額を引き上げ、補償の充実を図ろうとするもの）
- ⑪ 前橋市営住宅設置条例の改正（前橋市公園条例の改正）
- ⑫ 前橋市水道事業給水条例の改正（前橋市公共下水道条例の改正）
- ⑬ 下水道使用料の改定をしようとするもの
- ⑭ 前橋市奨学金貸付条例の改正（私立の学校に在学する者に貸与する奨学金の貸与月額を増額しようとするもの）
- ⑮ 前橋市学校給食共同調理場設置条例の改正（市立山王小学校を城南共同調理場の給食対象校に加えようとするもの）
- ⑯ 前橋市市民協会の設置に関する条例の改正（前橋市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の改正）
- ⑰ 前橋市立工業短期大学の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正
- ⑱ 市の区域内の町区域の変更及び同区域内の字の廃止
- ⑲ 前橋市営西善地区土地改良事業の施行（前橋市営西善地区土地改良事業の施行）
- ⑳ 昭和五十四年度前橋市農業共済事業に係る事務費賦課総額及び賦課率
- ㉑ 市道路の認定
- ㉒ 群馬県消防団員補償組合への加入
- ㉓ 人権擁護委員候補者の推薦（上新田町六〇九・野中宏樹さん、朝日町四丁目一八五・目崎種三さん）
- ㉔ 昭和五十三年度一般会計、特別会計、公営企業会計、農業共済事業会計補正予算
- ㉕ 監査委員の選任（城東町一丁目九一・二・佐藤幸雄さん、後関町三丁目一・塚田文雄さんを選任しようとするもの）
- ㉖ 八報告事項
- ㉗ 昭和五十四年度前橋市競輪特別会計補正予算の専決処分。

特別会計予算

医療費56億円

国保会計 六四億二、一八〇万円

国民健康保険特別会計は、会計のおおもとをなす保険給付費が、医療費改定、老人医療費の影響から、一五・一割余りの伸びを示しています。特に高額療養費については異常ともいえる増加になっています。

まず、国保会計の歳入では、国からの支出金三十六億五千八百七十四円、県からの支出金五百五十七万円、県からの繰入金一億二千七百九十九円、繰越金一千万円、その他諸収入が一億三千五百五十九円と見込まれています。歳入合計と歳出との不足額二十六億八千五百七十七円が、国保税として被保険者のみなさんから納めていただくことになっています。

歳出面では、医療費が最も大きく五十六億五千六百六十六万円、高額療養費四億六千四百三十三万円が見込まれ、前年より八億四千四百八十八円増となっています。この算出にあたっては、過去の実績や国の算出基準、医療費の伸びなどを勘案しています。

国民健康保険特別会計の主な予算額は次のとおりです。

- ▽国保事業運営 九、一五三万円
- ▽保険税賦課 三、三七一万円
- ▽保険税徴収 三、二〇二万円
- ▽納税奨励(納税貯蓄組合等に対する報償など) 二、七九〇万円
- ▽国保運営協議会 一八九万円
- ▽一般診療費負担金 一、〇五五万円
- ▽柔道整復術、療養費負担金 一、五六一万円
- ▽審査支払委託料 二、四九三万円
- ▽高額療養費の支給 四億六、四三〇万円
- ▽助産費の支給 五、七六〇万円
- ▽葬祭費の支給 五、二二二万円

公営企業会計

配水管整備を中心に 拡張工事費3億円



敷島浄水場

水道事業二億二、〇八六万円

水道事業は、市民サービスの向上をはかるとともに、将来にわたっての安定給水をめざして、本年度も第四次拡張事業の推進と配水管網の整備のため、配水管整備事業を中心に、予算計上がされました。

本年度の収益的収入は、水道料金十三億八千五百万円、量水器使用料六千六百四十万円、受託工事代二千八百七十七万円、給水装置および配給水管修繕代七百五十万円、配給水管移設工事負担金千七百九十九万円、消火栓維持管理費負担金千四百一十一万円、水道加入金九千五百三十三万円、などで十六億七千八百八十二万円を見込んでいます。また、資本的収入は、企業債、工事負担金などで、九億四千四百四十八千立方メートルを見込んでいます。

農業災害の補償の充実

農業共済事業 八億三、九九六万円

農作物、畜産、家畜など、農業生産物に対する補償の充実と損害防止の強化を重点に、共済事業をすすめます。

対象戸数は、水稲、陸稲、麦などの農作物関係が一億二千五百五十戸、四十六万四千四百戸。畜産では

春蚕、初秋蚕、晩秋蚕と合わせて八千五百八十戸、三万七千箱。家畜では、牛馬・種豚で千二百七十戸、一万八千八百一頭。果樹(なし)では百六十七戸、三千七百八十戸。園芸施設(ガラス室・プラスチックハウス)では、二百四十戸、二千九百三十戸(三百四十棟)となっています。

これに対する共済金額は総計で六十九億八千九百九十九万円、共済掛金は四億四千九百九十九万円となります。共済掛金のうち二億三千二百五十万円が国庫負担、残りの二億九百四十四万円が農家負担となります。なお、損害防止事業も農

作物、畜産、家畜、果樹を合わせて二千八百三十万円を計上、事業をすすめます。

農業共済の主な予算額は、次のとおりです。

- ▽農作物共済事業費用 一億九、三五八万円
- ▽農作物共済金(水稲、陸稲、麦) 一億五、四〇〇万円
- ▽農作物責任準備金繰入 一、〇三三万円
- ▽園芸施設共済金 三、九三九万円
- ▽園芸施設共済金 五、八二二万円
- ▽業務共済事業費用 一、六三三万円
- ▽支払賦課金 一、四二二万円
- ▽一般管理費 一、二五〇万円
- ▽普及推進費 九、五三三万円
- ▽損害評価費 八、三三三万円
- ▽損害防止費 二、八三〇万円

建設改良費23億円で

天川大島第一中継ポンプ場建設

下水道事業 三五億一、〇三三万円

下水道は、近代都市の住みよい環境づくりのためには、不可欠の施設です。下水道を都市の動脈とすれば、下水道は静脈の役割を果たす重要なものなのです。

このため本年度も第四次下水道整備計画に基づく継続事業としてすすめている下水道増設工事を中心に、これを完成させることも、天川大島第一中継ポンプ場の建設などを積極的にすすめます。

下水道事業の主な予算額は、次のとおりです。

- ▽下水道維持費 一億〇、九二一万円
- ▽処理場費 四億〇、五六七万円
- ▽受託工事費 三、二〇〇万円
- ▽総係費 五、一〇〇万円
- ▽減価償却費 一億八、八〇四万円
- ▽営業外費用 二億九、六二七万円
- ▽支払利息、企業債取扱諸費 二億九、六二六万円
- ▽建設改良費 二億六、八六五万円
- ▽事務費 九、四七一万円
- ▽管渠新設費 三億二、四五九万円
- ▽ポンプ場建設費 六億四、四三三万円
- ▽処理場建設費 一、二二五、二九六万円
- ▽施設改良費 四、三六九万円
- ▽固定資産購入費 八、三三九万円
- ▽企業債償還金 五、六四五万円
- ▽予備費 一、〇〇〇万円

特別会計予算

家畜11万頭処理

食肉処理場会計 五、〇〇〇万円

畜産振興に伴って、食肉処理場の利用度も増えています。

五十四年度は、生二百六十頭、馬五頭、とく四百九十頭、豚十一万一千七百五十頭、めん山羊五百頭の処理を見込んでいます。

この処理使用料が四千八百七十七万円、冷蔵庫使用料が三百四十九万円見込まれています。

なお、使用料については、一頭百円の増額となります。ただし、めん山羊については現行料金です。

食肉処理場特別会計の主な予算額は次のとおりです。

- ▽食肉処理場運営、管理事業 三、六二六万円
- ▽食肉処理場整備事業(冷凍機定期分解点検等工事、場内施設整備工事、血液分離施設設置など) 一、二三六万円

競輪収益 見込み 20億円

本年度の市営競輪は、一般競輪を一回、特別競輪を一回、共催競輪を一回、合わせて七回開催予定です。

入場者は延べ四十一万五千八百八十八人、入場料六千四百八十八万円が見込まれます。

車券売上高は百七十八億円で、このうち、勝者払戻返還金、百三十三億五千九百四十九円、選手報償金四億九千六百四十四円、臨時従業員賃金三億四千三百四十五万円、競輪場施設整備費五千九百五十万円、日本自転車振興会交付金十四億二千二百五十五万円などを差し引いた収益金と競輪場貸付収入等を含めた二十億(純繰出十八億二千七百七十七万円)が一般会計へ繰り出されます。

これらの収益金は、小中学校の建設、道路舗装、公園整備など、公共事業の財源として効率的な運用がはかられます。

競輪会計の主な予算額は次のとおりです。

- ▽競輪場管理運営費 八、七九九万円
- ▽競輪開催経費(臨時従業員賃金、選手報償金等、場内警備等委託料、特別競輪場外車券売場使用料など) 一、四億〇、一五五万円
- ▽共催競輪開催経費(同) 一億一、九九三万円
- ▽競輪場施設整備事業 五、九五〇万円
- ▽日本自転車振興会交付金、全国競輪施行者協議会分担金、全国競輪選手共済会助成金、前橋競輪施行者協議会事務負担金、施設改修負担金など(共催競輪含む) 一、四億〇、二二五万円
- ▽弘法返還金(共催競輪含む) 一、三三五、〇〇〇万円
- ▽一般会計への繰入金 二、〇〇〇、〇〇〇万円

新しい施設に

メリーゴランド 中央児童遊園会計 七、三五四万円

子供たちの夢を大きくくむ施設として、維持していくことにしています。

本年度の遊具使用料金は、千五百万円、一般会計からの繰入金五千八百四十五万円を見込んでいます。

中央児童遊園特別会計の主な予算額は次のとおりです。

- ▽中央児童遊園管理運営 五、八二七万円
- ▽中央児童遊園整備事業(メリーゴランド設置) 一、五〇七万円

嶺公園造成に

三億二千万円 嶺公園会計 三億六、五三〇万円

本年度の公園造成の主な予算額は次のとおりです。

- ▽嶺公園管理事業 一、八八九万円
- ▽嶺公園造成事業 三億三、八〇〇万円

新・旧水道料金表

種別	用途別	区分	使用水量	現行料金	改定料金		
専用給水装置	一般用	基本料金	1か月8立方メートルまで	200円	220円		
			超過料金	9立方メートルから30立方メートルまでは1立方メートルにつき	32	36	
		超過料金	31立方メートルから50立方メートルまでは1立方メートルにつき	40	46		
			51立方メートルから70立方メートルまでは1立方メートルにつき	48	56		
			71立方メートルから100立方メートルまでは1立方メートルにつき	56	64		
			101立方メートル以上	64	72		
	溶場業用	基本料金	1か月100立方メートルまで	2,000	2,200		
			超過料金	1立方メートル増すごとに	25	28	
		大量使用者用	基本料金	1か月300立方メートルまで	12,000	15,000	
				超過料金	1立方メートル増すごとに	50	63
			市公共用	基本料金	1立方メートルにつき	30	34
					臨時用	基本料金	1立方メートルにつき
共用給水装置	基本料金	1か月一世帯6立方メートルまで	120	130			
		超過料金	1立方メートル増すごとに	25	28		
火災用水	火災時使用	基本料金	1せん10分につき	450	500		
		無料	無料	無料	無料		

メーター口径	13ミリ	20ミリ	25ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ	100ミリ	150以上
現行	45円	90円	100円	300円	800円	1,000円	1,300円	3,000円
改定	50	100	115	360	1,050	1,350	1,800	3,600
改定差額	5	10	15	60	250	350	500	600

メーター口径	13ミリ	20ミリ	25ミリ	40ミリ	50ミリ	75ミリ	100ミリ	150以上
現行	21,000円	57,000円	92,000円	280,000円	420,000円	1,050,000円	1,300,000円	別定
改定	25,200	70,000	113,000	347,000	521,000	1,304,000	2,241,000	別定
改定差額	4,200	13,000	21,000	67,000	101,000	254,000	441,000	

種別	用途別	区分	汚水量	現行料金	改定料金		
汚水	一般用	基本料金	1か月8立方メートルまで	80円	110円		
			超過料金	1立方メートル増すごとに	13.50	19.30	
		溶場業用	基本料金	1か月100立方メートルまで	700	950	
				超過料金	1立方メートル増すごとに	9	12.30
			大量使用者用	基本料金	1か月300立方メートルまで	4,200	6,000
					超過料金	1立方メートル増すごとに	16
	市公共用	基本料金	1立方メートルにつき	7	9.80		
			臨時用	基本料金	1立方メートルにつき	20	30
	共用給水装置	基本料金	1か月一世帯6立方メートルまで	42	57		
			超過料金	1立方メートル増すごとに	9	12.30	

種別	用途別	区分	汚水量	現行料金	改定料金		
汚水	一般用	基本料金	1か月8立方メートルまで	110円	150円		
			超過料金	1立方メートル増すごとに	19.30	27	
		溶場業用	基本料金	1か月100立方メートルまで	950	1,300	
				超過料金	1立方メートル増すごとに	12.30	17
			大量使用者用	基本料金	1か月300立方メートルまで	6,000	8,200
					超過料金	1立方メートル増すごとに	23
	市公共用	基本料金	1立方メートルにつき	9.80	13.30		
			臨時用	基本料金	1立方メートルにつき	30	41
	共用給水装置	基本料金	1か月一世帯6立方メートルまで	57	78		
			超過料金	1立方メートル増すごとに	12.30	17	

この表により算出した金額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

水道料金は水道水を供給するために使った水の量に応じて負担していただくことが原則になっています。そして、料金をできるだけ安定させるために、ある期間を計算期間とし、その間にかかった費用を用水量で割って、料金を決める方法がとられています。

本市の現行料金は、昭和五十年から五十三年度までの四か年を算定期間として定められてきました。

ところで、水の需要は年々増加し続けています。五十三年度の一日最大給水量は、約十四万立方メートルに達しました。このように増加を続ける水需要に対して、市民の皆さんに安定した給水を行うには、水源の確保、施設の拡充、給配

水管の整備が必要で、そのために多額の費用がかかります。また業務量の増加に伴って、水道施設の維持管理費も年々増えています。そこで、現行料金で水道財政を賄っていくことが困難になってきたので、今回改定を行うことになったのです。

メーター使用料についても、メーターの購入原価が上がったために、改定を行うことにしました。

なお、水道を新設される人や、口径を今までのものより大きいものに切り替える人からいただいていた水道加入金についても、加入金計算の基礎となる費用が増大してきたので、改定を行いました。

改定された加入金は別表のとおりです。改定加入金は、今年四月から新設あるいは増径工事の申し込みをされた人から適用されます。

水道料金等の改定

下水道使用料改定の必要性

下水道は独立採算性により、建設の費用も維持管理の費用も、すべて料金収入によって賄うことになっておりますが、下水道は建設費については国の補助金、市の一般会計からの持ち出しなど、ほとんど公費です。また、

立採算性により、維持管理の費用も急増しています。そのため、下水道使用料で賄うべき維持管理費と現行使用料収入での見込みの開きが、今後ますます広がっていくことから、下水道

5月分の料金、使用料から適用

一般家庭の生活用水をできるだけ安く保つていくことが、下水道局の重要な課題です。そのため、基本料金の引き上げ幅より低くおさえるとともに、超過料金についても、小口使用者への配慮を加えました。また、料金の引き上げ幅をおさえるとともに、所要資金のうち応分の負担を、新旧利

三月定例市議会で、水道料金、メーター使用料、下水道使用料などの改定が行われました。改正された料金は別表のとおりです。これらの改定料金は今年の五月分の料金、使用料から適用されます。

水道料金等の改定の必要性

水道料金は水道水を供給するために使った水の量に応じて負担していただくことが原則になっています。そして、料金をできるだけ安定させるために、ある期間を計算期間とし、その間にかかった費用を用水量で割って、料金を決める方法がとられています。

事業ごみ処理手数料の改正

一般廃棄物中の多量ごみ、商店、会社および工場などから出る事業ごみ、条例に規定されている産業廃棄物の処理手数料が四月一日から次のように改正されました。

- ごみ11kg当たり収集運搬費十二円、自己搬入六円。
- 動物の死体(犬猫)11体につき収集運搬費千円、自己搬入五百円。

企業診断の活用を

活用できる企業は市内に事業所を持つ企業(鉱業、建設業、製造業、運輸、サービス業の一部)であること。

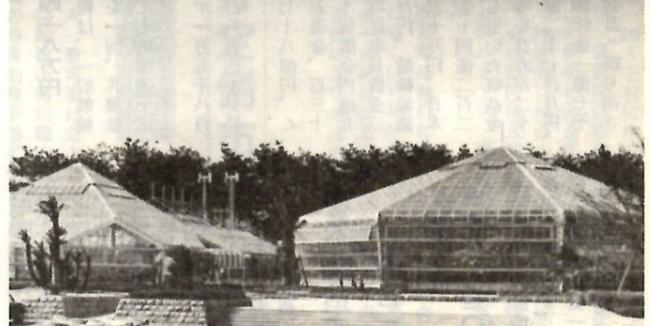
- 活用期間 四月から五十五年三月末日まで。
- 活用期日 申し込みにより、相

談のうえ決定します。

- 相談員 各業種、業態に精通したコンサルタント(公認会計士、技術士、中小企業診断士、税理士など)。
- 報告書 助言、提言の内容を報告書として、後日送付いたします。
- 費用 短期企業診断無料。長期企業診断は有料。
- 申し込み先 希望者は工業課(電話24局一〇一一)または商工会議所(電話34局一五一一)へ申し込みください。

ばら園温室・緑化相談所

4月1日オープン



ばら園温室

昭和五十二年・五十三年度の二か年事業で、敷島公園ばら園内に最後に残された施設として、熱帯植物観賞温室と緑化相談所が完成、きょう一日オープンします。

これで、名実ともに植物園としての機能を備え、緑と花の泉として、自然のふれあいが一段と増し、都市緑化の活動の拠点として、大きな効果が期待されます。

△ばら園温室△

ばら園温室は、八角形ダイアモンド型のサボテン温室(百三十二平方メートル)と、これをつなぐ四角形の回廊展示室(八十八平方メートル)と八角形の大温室(四百七十七平方メートル)で構成され、総面積は七百二十四平方メートルあります。

△サボテン温室はカクタス属、多肉植物百種、九百三十株が砂漠風の景観の中に配植されています。

△回廊展示室には、古典園芸植物、洋らん類、食虫植物など百四十種、六百七十株の鉢物が置かれています。

△大温室には、ヤシ、ラン、熱帯花木、熱帯果樹、水辺植物などが三百十種、千三百株が植えられていて、全体で五百五十種、二千九百株の植栽のほか、休憩コーナーと熱帯魚コーナーが設けられ、三十三種、千匹の熱帯魚が観賞できます。

△緑化相談所△

緑化相談所は、鉄筋コンクリート造平屋建て、百七十四平方メートル。緑に関する知識を育て、環境緑化の推進に役立つため、毎週木曜、土曜、日曜の三回、いずれも午後一時から五時まで、緑化相談を実施していますから、ご利用ください。

また各園芸愛好者による展示会、作品展、講習会などの催しに利用できます。

利用申し込み場所の変更

四月一日から、前橋市公園緑地協会(敷島町二六二・ばら園内、電話33局八六八〇)が設置され、敷島公園ポータル場、つり堀池、展示館、ばら園温室、緑化相談所の施設についての管理運営を行います。

普通利用者	大人(15歳以上)	100円	子供(6歳以上15歳未満)	50円
団体利用者(30人以上)	大人	80円	子供	40円

観覧時間 午前9時～午後5時
休館日 毎週火曜日(祝日のときは開館)

午前9時～12時	1,000円
午後12時～5時	1,400円
夜間5時～9時	1,400円

休館日 毎週火曜日(祝日のときは開館)

●届出は早く
 国保に加入するときや、脱退するときなどの届出は、すべて「十四日以内」と決められています。就職、転出、大学進学などによる異動の手続きは早めに行なうべきです。

届出が必要なのは、①転入、転出するとき②他の健康保険に加入したり、脱退したとき③子供が生まれたとき④加入者が死亡したとき⑤生活保護を受けたとき・やめたとき⑥その他住所が変わったとき、世帯主が変わったときなど。このようなときは、市役所窓口センター（城南支所管内の人は支

戸籍簿・抄本・住民票などの請求

電話予約できます

市では行き届いた市民サービスをめざして、窓口での待ち時間を短縮するため、電話による予約申し込みを受け付けます。

□予約できるもの①戸籍（除籍も含みます）②住民票（除籍も含みます）③戸籍の附票。

□予約申し込みの方法

①本庁 電話24局一一一（市役所代表）が出ましたら、戸籍（住民票、附票）の電話予約と言って申し込んでください。

②城南支所 電話68局二一一二または68局二一一三へ直接申し込んでください。ただし、旧城南村に本籍のある人および現在すんでいる人に限ります。

□予約の注意事項 本籍、住所、世帯主、氏名、筆頭者、とりに来る人など、係員にはっきり伝えてください。戸籍は司法書士など特別の人以外は自分のものと、夫または妻のもの、および子、孫、父母、祖父母のもの以外は使用目的が必要で、また使用目的にも制約があります。

所窓口）へ、印鑑、保険証、証明書等を持参し手続きをしてください。

●保険証利用の注意

保険証は、国保の被保険者であるという証明書であり、同時に医師の診察を受ける際の受診券の役割を果たすものです。大切に取り扱いましょう。

▽お医者さんにかかるとき...お医者さんにかかるときは必ず保険証を提出しなければなりません。お医者さんは、それによって、みなさんが国保に加入していることを確かめ、保険による診療を行います。

います。保険証なしで診療を受けると、医療費は全額自分で負担しなければなりません。なお、老人医療や乳幼児、母子家庭などの受給対象者は、その受給者証も同時にお出しください。

国民健康保険 あんない

▽保険証の取り扱い...交付されたら、氏名などに間違いがないかを確認し、裏面の注意事項をよく読んでおきましょう。また、お医者さんの診療がすんだら、必ず返してもらおう習慣を身

住所が変わったら 必ず届出を



市民課窓口

四月から五月にかけては、転出や就職、入学などによって住所が変わったり、世帯主が変わることが非常に多くなりますが、このようなときは、必ず住所や世帯の変更の届出をしなければなりません。

届出が必要なのわけ

市では、住民のかたの居住関係を証明したり、選挙をはじめ、学

校、保育所、国民年金、国民健康保険など、住民のかたに対する事務処理のもとになる住民基本台帳を備えて、常に正しい行政事務を行うために、この台帳を記録管理しています。

ですから、この台帳は住民のかたの居住の実態を一致してなければなりません。

住所などに変更があっても、届出をしないと、台帳と実態が一

につけておきましょう。預けっぱなしは、保険証をなくしたり、事故のもとになります。

なお、現在お持ちの保険証は、五十四年九月三十日までの有効期間で、これを超える無効になります。

ます。新しい保険証は古いものとひきかえにお渡ししますが、その時期、交付方法については後日お知らせします。

では、昭和五十四年度分の総所得金額や固定資産税額が決まらないために、前年度の税額をもとに暫定的に課税（「仮算定税額」という）したものを、四月上旬に町内の自治会長さんを通じて送付し、六月にこれが決まったところで、改めて昭和五十四年度分の一年間の税額を算出し、すでに課税した仮算定額と過不足を調整したものを、八月に調整する予定になっています。

と固定資産税額によって算出した額は三・四・五・六期分を八月に発送します。

国民年金だより

五十四年度国民年金保険料の納入通知書は、各町の代表国民年金委員（各町の行政自治委員）さんを通じて、五月上旬に被保険者のみなさんに配布します。

毎年度、国民年金委員さんに保険料の納入を依頼している人は、納入通知書に書いてあることを確かめたうえで、年金委員さんまでお届けください。

方まで、アパートや市営住宅などの中高層建物に同居するときは、〇〇アパートまたは〇〇棟の〇〇号室とできるだけ詳しく届けてください。番地だけでは、市からの通知や郵便物が届かないようなこともあります。

市民課窓口

月曜・土曜が 込み合います

市民課の窓口には、これから五月中旬ごろまで、転勤や就職、入

学期でありますので、一日平均千三百人もの住民のかたが訪れ、月曜・土曜日は特に窓口が混雑します。また、一日のうちでも、午前十時から午後二時ごろまでの間は、非常に混雑します。

市民課の窓口へおいでになるときは、土曜・月曜日を避け、午前中は十時ごろまで、午後は二時すぎが比較的待ち時間が少なくてすみます。

住所の変更、その他不明な点がありましたら市民課（一階窓口センター）、電話24局一一一（内線三三二、二六七）または城南支所（電話68局二一一三）へお問い合わせください。

こんなとき	届出には	手続き	持参するもの	参考
◇本市へ転入してきたとき	転入届	転入した日から十四日以内に、前住所の市町村長が発行した転出証明書添えて届出	◇転出証明書 ◇国民年金手帳 ◇国民健康保険証 ◇印鑑	小・中学生については、在学証明書が必要
◇よその市町村へ転出するとき	転出届	転出前に、あらかじめ届出	◇国民年金手帳 ◇国民健康保険証 ◇印鑑	転出証明書を交付します
◇本市の中で住所を変えたとき	転居届	転居した日から十四日以内に届出	◇国民年金手帳 ◇国民健康保険証 ◇印鑑	小・中学生については在学証明書が必要
◇世帯主を替えるとき	世帯変更届	世帯・世帯主を替えた日から十四日以内に届出	◇国民健康保険証 ◇印鑑	

火葬料が無料に

四月一日付けの許可から、本市住民の火葬料（大人八百円、小人五百円、死産児三百円）が無料になります。また霊きゅう車の基本料は二千六百円から四千円に改正されました。

市では、福祉医療費助成事業の一環として、母子家庭などの母親と子供に対して医療費の助成制度を実施しています。

この制度は、保険診療による自己負担額を助成することによって、母子家庭などの母の健康保持と児童に対する健全な育成に寄与し、あわせて、これら世帯の福祉の増進を図ろうとするものです。

このたび「前橋市母子家庭等医療費の助成に関する条例」が改正されたに伴い、子供に対する対象範囲が、従来の「義務教育終了前の児童」が「十八歳未満の児童（所得税課税者は除く）」に拡大され、四月一日から実施されます。

母子家庭等の医療費 助成対象者拡大

したがって、次の要件に該当するかは、所定の申請手続きをしてください。

- 母子家庭等医療費の助成対象者 市内に居住し、住民基本台帳法の規定による住民票に記載されているかたで、国民健康保険の被保険者または健康保険および各種共済組合の被扶養者で、現在配偶者のない女子で、十八歳未満の児童を扶養している、所得税が課税されていないかたとその扶養されている十八歳未満の児童および、父母のいない十八歳未満の児童（所得税課税者は除く）です。
- 申請手続きに必要なもの 医療保険証、印鑑および戸籍謄本（本市に本籍のある者は除く）。
- 申請場所 市役所一階窓口センター医療助成窓口「20番」と城南支所（城南地区住民のみ）。



向学心に燃える明寿大学生

明寿大学開設

高齢者の学習の場として、今年度も中央公民館で明寿大学を開設いたします。

□学習期間 四月二十三日から五十五年三月まで。

□受講料 無料。

□申し込み 希望者は四月十日（火）から十三日（金）までに、直接来館して申し込んでください。

□学習内容 ①高齢者の家庭や社会における役割 ②心と体の健康管理 ③世代間の理解など。

前橋市普通 奨学生募集

市教育委員会は、次の要領により、昭和五十四年度「普通奨学生」を募集いたします。

これは、現在市内に住んでいて、高等学校または高等専門学校に在学している生徒で、経済的事情により、就学が困難と思われる、学校長が推薦する人。

希望者は、学校より申請書の交付を受け、所要事項記載のうえ、学校長を通じて、総務課へ提出してください。

□申し込み期間 四月九日（月）

春季ソフト ボール大会

四月二十八日（土）二十九日（日）、三十日（振替休日）の三日間、県営補助グラウンドほかで、前橋市春季ソフトボール大会が開かれます。

参加資格は、①市内在住、在勤者で組織した一般男女チーム②前橋市ソフトボール協会に登録したチーム③スポーツ傷害保険に加入しているチーム。

費用は登録料四千元（五十四年度分）、参加料三千円です。

スポーツ

四月二十八日（土）二十九日（日）、三十日（振替休日）の三日間、県営補助グラウンドほかで、前橋市春季ソフトボール大会が開かれます。

参加資格は、①市内在住、在勤者で組織した一般男女チーム②前橋市ソフトボール協会に登録したチーム③スポーツ傷害保険に加入しているチーム。

費用は登録料四千元（五十四年度分）、参加料三千円です。

危険物取扱者試験・試験準備講習会

高年齢者の学習の場として、今年度も中央公民館で明寿大学を開設いたします。

□学習期間 四月二十三日から五十五年三月まで。

□受講料 無料。

□申し込み 希望者は四月十日（火）から十三日（金）までに、直接来館して申し込んでください。

□学習内容 ①高齢者の家庭や社会における役割 ②心と体の健康管理 ③世代間の理解など。

フォークダンス 初心者講習会

市勤労青少年ホームでは、勤労青少年を対象に、四月十八日（水）から六月六日（水）までの毎週水曜日（計八回）まで、フォークダンス初心者講習会を、ホーム体育室で行います。

募集人員は男女各二十人です。希望者は、テキスト代五百円を添えて、ホーム（電話52局〇五〇〇）へ申し込んでください（電話でも可）。

開館は平日が午後一時から九時まで、日曜日は午前十時から午後六時までです。

試験準備講習会

前橋地区危険物安全協会では、試験に先立ち、試験準備講習会を行いますから、希望者は申し込んでください。

□日時 四月二十七日（金）午前九時から午後四時まで。

□会場 前橋開業会館（問屋町二丁目）。

□受講料 四千五百円。

□申し込み 受け付け 四月二十日（金）から二十六日（木）までの執務時間中（平日、午前八時三十分から午後五時まで。土曜日は午前八時三十分から正午まで）市消防本部予防課で行います。（願書用紙は、四月二日から消防本部および消防署で配布します）

市営庭球コート 四月上旬オープン

市営庭球コートは、現在整備中ですが、この利用者の受け付けを体育課内前橋市体育協会（千代田町分室一階・電話32局六五三九）で行っていますので、高校生以上のかたで、希望者は申し込んでください。

コート利用には、占有利用、自由練習利用があります。所定用紙で申し込み、利用許可を受けてください。自由練習利用は、できるだけ五月末日まで、占有利用は利用のつど一週間前に申請してください。

なお、団体は、一括で申し込みください。

図書館 だより

4月16日（月） 上州の春と生糸 時間は一回目が午後零時二十分から、二回目は三時からそれぞれ三十分間。

4月18日（水） 子供に読書のよろこびを。 時間は一回目が午後零時二十分から、二回目は三時からそれぞれ三十分間。

4月27日（金） 動物の謝肉祭（サンサンズ作曲）十映画「ダーウィンの進化論とカラパゴスの生物」。

時間は一回目が午後零時十分から、二回目が三時からそれぞれ四十分間。

4月28日（土） 絵本展（二階） 開室時間は午前九時から午後五時まで。ただし、日曜・祝祭日は休みです。

図書館利用のかたへ 本の貸し出し四冊まで 四月一日から、来館利用の貸し出し冊数を一人四冊まで増やします。貸し出しの方法は今までと同じです。お手持ちの図書をお持ちのかたは、それをお持ちください。すぐ借りられます。

児童文化センター あんない

電話24局二五四八番

□自転車安全な乗り方検定 四月は検定を二回行います。一学期は希望者が多いので、電話での受け付けはしません。センターに直接来館して申し込んでください。受け付けは四月八日からです。

□第一回 指導練習日は四月十四日（土）午後二時から四時まで。検定日は四月十五日（日）午前九時から十一時三十分まで。

□第二回 指導練習日は四月二十一日（土）午後二時から四時まで。検定日は四月二十二日（日）午前九時から十一時三十分まで。

対象は小学校四年生から中学生まで六十人までが第一回、続いて六十人までが第二回の検定となります。費用は無料です。

□こども映画会 今月は四月十五日（日）午後一時三十分から三時まで。「花の木村と盗人たち」「牧野富太郎」ほかを上映します。

□四月のプラネタリウム投影テーマ「近づく冥王星」 太陽から最も遠い惑星、冥王星、

日吉児童館 あんない

今月は細井小、若宮小、上川淵小、荒子小、二中の図画作品を展示します。

4月5日（木） 第二回 どうぞかみいち、手づくりおもちゃの買い物ごっこ。

4月11日（水） 二さんばー つみ草にいこう。

4月18日（水） 紙工作「牛乳パックでおもちゃを作ろう」。

4月25日（水） 二子ども映画会「こんたと森の仲間たち、おかしなおかしな星の国」。

行事のはじまりは、午後三時からです。

電話をきく日は金曜日です。

朝倉児童館 あんない

4月4日（水） 二子ども映画会「生きていくってすばらしい」。

4月11日（水） 二子ども映画会「人のからしの百万年」。

4月18日（水） 二子ども映画会「人のからしの百万年」。

4月25日（水） 二子ども映画会「人のからしの百万年」。

お母さんがたもどうぞ。

前橋市スポーツ教室 サッカーコース開設

四月二十八日（土）二十九日（日）、三十日（振替休日）の三日間、県営補助グラウンドほかで、前橋市春季ソフトボール大会が開かれます。

参加資格は、①市内在住、在勤者で組織した一般男女チーム②前橋市ソフトボール協会に登録したチーム③スポーツ傷害保険に加入しているチーム。

費用は登録料四千元（五十四年度分）、参加料三千円です。

□期日 五月十三日（日）から十八日（土）まで。中央公民館で開かれます。

□母子健康相談
4月16日(月) 文京町四丁目公民館、天川大島町原町自治会館、広瀬コミュニティセンター。
4月20日(金) 総社公民館。
4月23日(月) 下川淵公民館、元総社公民館、東公民館、朝倉団地公民館、駒形会館。
当日は、妊婦健康相談、家族計画相談も同時に行います。時間は午前が十時から十一時三十分まで、午後が十一時から三時までです。ただし、午後だけ実施する文京町四丁目公民館については、午後一時三十分から三時までです。
□成人健康相談

4月27日(金) 清里公民館。時間は午後一時から三時まで。
□電話による精神衛生相談
4月7日・14日・21日・28日の各土曜日、午前九時から正午まで、前橋保健所精神衛生係(電話31局七七二一)が担当します。
□乳児検診
▽三か月児検診 四月十一日、十八日・二十五日の各水曜日、前橋保健所で三か月になった乳児(満三か月・四か月未満児)を対象に行います。なお、当日家族計画相談も行います。時間は午前九時から十一時までです。
▽七か月児検診 四月十一日、

二十五日の各水曜日、前橋医療センター一階後病棟診療所で、満七か月になった乳児(満七か月・八か月未満児)を対象に行います。時間は午前九時から午後一時三十分までです。
□股関節脱臼検診
四月十八日(水) 市職員研修会館三階大研修室で三か月児を対象に行います。時間は午後二時から三時までです。
□三歳児検診
四月十二日・十九日・二十六日の各木曜日、前橋保健所で三歳になった幼児を対象に検診を行います。都合で受けられない場合は翌月中に受け付けてください。
なお、当日尿検査もいたします。時間は午後二時から三時までです。
□市民献血
新市域で次のとおり市民献血を実施いたします。
日程(四月実施分)
4月17日(火) 問屋会館(午前九時から午後三時まで)。
4月21日(土) 大利根団地ショッピングセンター(午前十時から午後三時まで)。
4月28日(土) 新前橋駅前(午前

前十時から午後三時まで)。
城南地区の相談と検診
□乳児相談
四月二十七日(金) 市母子健康センターで乳児を対象に行います。なお、家族計画相談も同時に行います。時間は午前十時から午後三時までです。
□妊婦検診
四月十七日(火) 市母子健康センターで行います。午前九時三十分から十一時までが妊娠七か月までの人、午後一時三十分から三時までが八か月から十か月までの人です。
□血圧測定
4月10日(火) 泉沢町公民館。
4月11日(水) 富田町公民館。
いずれも午前十時から午後三時まで受け付けます。
□三歳児検診
四月二十四日(火) 市母子健康センターで行います。対象は五十年十月一日から五十二年三月三十一日までの間に生まれた幼児です。なお、受付時間は午後一時三十分から三時までです。母子手帳を忘れずにお持ちください。

はしかの予防接種
一歳から六歳まで無料
市では、五十四年度のはしかの予防接種を今までと同様に、一歳から六歳までの子供を対象に、全額市費負担により行うことにしました。
これまで、広報紙等を通じて、四月一日から三歳以上を有料とする旨、お知らせしてきましたが、今更やむをえず接種を受けられなかった人のためや、医院の窓口での煩雑さをさけるため、六歳までを無料とするものです。
ただし、医学的な面からは三歳までに接種を受けることが望ましいので、特に保育所・幼稚園などの集団生活に入る前までは、接種を済ませておいてください。
□対象者 生後十二か月から七十二か月(六歳の誕生日の前日)までの人。
□接種の受け方
かかりつけの医療機関で接種日の予約をし、母子手帳、健康保険証を持参し接種を受けてください。

相談と検診



七か月児検診

飼犬(生後九十一日以上)は、年一回の登録と、春秋二回の狂犬病予防注射が、法律によって義務づけられています。
このため、市では登録、注射を次の日程で行いますから、必ず受けてください。
四月から登録・注射料が改正になり、登録料二千円、注射料二百円、注射済票交付手数料三百円の計三千五百円になります。
なお、今回から通知は出しませんので、お手数ですが、会場へはハガキの紙に世帯主の住所、氏名、犬の種類、性別、生まれた年月、毛色(白・茶・黒)、体格(大・中・小)、呼名を書いてお持ちください。
また、飼犬に死亡、行方不明などで異動のある場合は、環境衛生課(電話24局一一一内線二八三)へご連絡ください。

城南区(午前) 飯土井町公民館、荒子神社(午後)。
4月17日(火) 泉沢町公民館、下増田町公民館(午前) 富田神社、小屋原町公民館(午後)。
4月18日(水) 金丸町公民館、芳賀公民館(午前) 嶺公民館、小坂子町公民館(午後)。
4月19日(木) 力丸町公民館、後関町公民館(午前) 下川淵公民館、市立工業短期大学(午後)。
4月20日(金) 上北公民館、端氣町公民館(午前) 竜門公民館、上細井町公民館(午後)。
4月21日(土) 荒牧町公民館、北代町公民館(午前) 旧田口町公民館、下小出町公民館(午後)。
4月23日(月) 南橋公民館、川原町公民館(午前) 青柳大師、

桜が丘集会所(午後)。
5月8日(火) 大利根町公民館、光が丘町公民館(午前) 下新田町公民館、古市町第一公民館(午後)。
5月9日(水) 東公民館、江木団地集会所(午前) 稲荷新田町公民館、亀島霊園事務所(午後)。
5月10日(木) 幸塚町公民館、堀之下町公民館(午前) 三保町公民館、東片目町公民館(午後)。
5月11日(金) 昭和町二丁目萩町公民館、文京町二丁目天川原町自治会館(午前) 昭和町三丁目とび石橋、六供町八幡橋(午後)。
5月16日(水) 岩神町二丁目観音橋、文京町三丁目公民館(午前) 住吉町一丁目橋林寺、文京町一丁目児童公園(午後)。
5月17日(木) 若宮町四丁目飯

昭和五十四年度 犬の登録と狂犬病予防注射

治会館、駒形町会館(午前) 新西片目町公民館、山王町第二集会所(午後)。
4月27日(金) 朝倉団地公民館、元総社公民館(午前) 広瀬町第一集会所、元総社町(十) 区民会館(午後)。
5月7日(月) 清里公民館、総社公民館(午前) 高井町公民館、

玉神社、南町四丁目公民館(午前) 若宮町一丁目寄居稲荷、南町三丁目淡島橋(午後)。
5月18日(金) 日吉町二丁目公民館、朝日町一丁目稲荷神社(午前) 住吉町二丁目あかこ公園、朝日町二丁目一号公園(午後)。
5月19日(土) 紅雲町二丁目殿島神社、城東町二丁目諏訪神社(午前) 表町二丁目児童公園、三河町一丁目芳町公民館(午後)。
5月20日(日) 前橋市役所、前橋保健所(午前) 上川淵公民館、桂堂公民館(午後)。
○：時間は午前が九時三十分から十一時三十分まで、午後が一時から三時まで。
□野犬などでお困りのかたへ
野犬などの直接捕獲は前橋保健所(電話31局七七二一)で行っています。お困りのかたはご連絡ください。なお、市では捕獲箱を貸し出しています。連絡くださればお届けします。

昭和54年度 中小企業設備資金制度

制度名 商業設備近代化資金 労働福祉施設資金 機械類貸付譲渡

対象企業 ○資本金 1,000万円以下 ○従業員 30人以下 ○卸・小売業 ○指定サービス業

制度名	商業設備近代化資金	労働福祉施設資金	機械類貸付譲渡
対象企業	○資本金 1,000万円以下 ○従業員 30人以下 ○卸・小売業 ○指定サービス業	○市内の中小企業者及び中小企業団体	○市内の中小企業者及び中小企業団体 ・鉱業・洗たく・洗張・建設業・染物業 ・製造業・自動車修理業・小売業(一部) ・その他の修理業
事業実績	現事業継続1年以上		現事業継続3年以上
貸付方法	設備資金貸付	資金貸付	設備の現物貸与
貸付対象設備	既存店舗(店内施設を含む)の改築増築及び駐車場施設の設置商店街組合の共同施設の設置	事業所内における従業員の福祉施設の設置及び土地購入、団体によっては、共同の居住・給食・託児施設等の設置	新品で、生産、加工、修理用の機械器具、装置及び公害発生防止装置
貸付限度	会社・個人 1,000万円以内 商店街組合 1億円以内	個人・法人 1,000万円以内 団体 3,000 "	個人・法人 1,000万円以内 団体 3,000 "
利率	年 5.8%	年 5.8%	年 4.5%
貸付期間	5年以内(市長特認7年以内、組合の共同施設の設置10年以内)内1年据置可	5年以内(特認7年以内)	7年以内
返済方法	割賦償還	割賦償還	契約時納入金10%毎年7月、11月、3月末日を納期
連帯保証人	金融機関所定	金融機関所定	市内在住者で、市税を規定額以上の完納者 法人は代表者のほかに 2名 個人は 3名
問い合わせ先	市商政課商業振興係(電-24-11内線249)	"	"
受付期間	4月1日から	4月1日から	4月1日から



□バックネット、スコアボード
下沖町二八、小西範喜、下沖町一
六二、山本栄一、三俣町三丁目一
九一七、手嶋正昭さんから桃木小
学校へ。

□組立式簡易物置一棟 西片貝町
一一二八、リビングセンターヒロ
タ従業員一同から市中心障害者福
祉会館へ。

□現金千円 石倉町一丁目一五一
一、真庭由美さんから、拾得物
期満後交付金を恵まれない子供の
ために。

□現金四千六百円 群馬あすなろ
断酒会(田村克己会長)から社会
福祉のために。

□現金三千円 匿名のかたから福
祉事務所へ。

□現金千円 公田町一〇三五、近
藤潤さんから、拾得物期満後交付
金を恵まれない子供たちのために、
□落語レコード十枚、布団乾燥機
一台 嶺町五六六、青木清隆さん
から結婚六十周年を記念して、市内
福祉施設へ。

□現金一万円 千代田町三丁目九
一一二、大園拾四さんから赤城野
荘とたんぼば学園へ。

□現金四千円 千代田町三丁目九
一一二、白牡丹さんから赤城野荘
へ。

□現金一万七千九百三十三円 文京町
一丁目四一三、富士美容室ご利用
のお客様から社会福祉のために。

□現金一万円 本町一丁目一四、
黒沢達治さんから、昭和五十四年
初市まつり写真コンテスト入賞賞
金の一部を社会福祉のために。

四月の納税

□軽自動車税全期
・納期限は五月一日です。

□国民健康保険税第一期
・納期限は五月一日です。

□個人市・県民税
・特別徴収三月分の納入は四月
十日まで。

□法人市民税
・二月決算法人の確定申告納付
は五月一日まで。
・八月決算法人の中間申告納付
は五月一日まで。



ハシブトガラス

ハシブトガラス

(カラス科)

カラスと名のつくものは六種あ
りますが、私たちの身近で見られ
るものはこの二種です。

名前のとおり、ハシブトはくちば
しの細いもの、ハシブトはくちば
しが太く、横から見るとオデコが
突き出て、くちばしと額が段にな
るものとの二種です。



ハシボソガラス

ハシボソガラス

ハシボソと名のつくものは六種あ
りますが、私たちの身近で見られ
るものはこの二種です。

名前のとおり、ハシボソは山地に住み、
ハシブトは人家近くにすみ、気も
やや荒く、屍肉を食べるといわれ
ますが、外国ではその逆のよう
で、鳥の肉を食うと健康になる
とされています。

あなたのまわりに民 俗芸能はありませんか

教育委員会では、民俗芸能など
の保護育成のために、市内に残る
民俗芸能などの実態調査を行って
います。あなたの町内に民俗芸能
などがありましたら、四月末日ま
でに社会教育課(電話24局一一
一内線二九二)へご連絡ください。
今調査する民俗芸能は、神楽、
獅子舞、農村歌舞伎、和讃、百万遍、
念仏踊、祇園囃子、万歳、田植唄、麦
打唄、糸ひき唄、木遣り唄などで
す。

高齢者技能職業相談

四月三日・十日・十七日・二十
四日の各火曜日、午前十時から午
後三時まで、県高齢者無料職業相
談所(国領町二丁目二一三、
県立福祉会館内)で高齢者技能職
業相談を行います。

身体障害者相談

□肢体・視覚障害関係 四月八日
午後一時三十分から四時まで。相
談員は八木原金多利、丸山利房さ
んです。

中央児童遊園あんない

四月三日(火)、二十九日(日)、
三十日(月)は平常どおり開園し
ます。なお、四月の休園日は十日
(火)、十一日(水)、十七日(火)、
二十四日(火)です。

心配ごと相談

福祉会館(朝日町・日赤隣り)電
話43局四六八二です。

4月6日(金) 市母子福祉セン
ター、総社公民館。
4月9日(月) 西武百貨店二階。
4月13日(金) 市母子福祉セン
ター、永明公民館。
4月17日(火) 市スズラン百貨店
五階。
4月20日(金) 市母子福祉セン
ター、元徳社公民館。
4月24日(火) ショッピングデ

市民の茶席

四月十五日(日) 午前十時から
午後三時まで、中央公民館茶室で
市民の茶席が開かれます。
今月の茶席当番は、前橋茶道会
の鈴木宗和さんです。

無料法律相談所

市では、法律問題でお困りの市
民のために、無料法律相談所を開
設します。相談日は毎週土曜日、
ただし祝日は休止します。午後零
時三十分から受け付け、相談は午



お知らせ

パートニチイ六階。
4月27日(金) 市母子福祉セン
ター、城南公民館。
相談時間はいずれも午後一時か
ら四時までです。心配ごとをかか
えてお悩みのかたは、お気軽にこ
ろください。

行政相談

後一時からです(先着十二人まで)。
相談場所は中央公民館です。

四月十八日(水) 午後一時から
前三百貨店七階で行います。役所
や公社、公団などのことでお困り
のかたはご相談ください。無料。

人権相談

四月十六日(月) 午前十時から
正午まで、城南支所で。相談内容
は人権、身の上相談、登記、国籍、
供託などの相談。

前橋付近の 野鳥たち

何か不思議な鳥になります。
餌は小鳥のヒナ、卵、植物の芽
や種子、果実、小動物の屍肉など
あらゆるものを食べる貪欲で、
自分のなわ張り内に入ってくる鳥
は、大型のワシ、タカ類であつて
も立ち向かい、追い払ってしま
うほどの気性の激しさがあります。
(文・日本野鳥の会、横堀武、
写真・斎藤謙)

春の植木市

春の植木市は、四月六日(金)
から八日(日)までの三日間、立
川町大通りで開かれます。

地区朝市あんない

4月8日(日) 朝六時三十分
から八時三十分まで、昭和町一丁
目敷島小学校前通りで。朝七時か
ら九時まで、文京町四丁目天川小
学校南通り東端で。

前橋社会保険事務所

12日から新庁舎で業務開始
前橋社会保険事務所は、新築工
事のため、仮庁舎で業務を取り扱
っていましたが、このほど完成し
ましたので、今月十二日から新庁
舎で業務を開始します。
場所は国領町二丁目一九一―二
(電話31局一七〇五)です。

固定資産課税台帳の縦覧

縦覧期間 四月二日(月) から
二十一日(土)まで(日曜日は除
く)。時間は、午前八時三十分か
ら午後五時まで。ただし、土曜日
は正午まで。

縦覧場所 市庁舎新館一階

○なお、五十四年度は基準年
度(土地、家屋の評価替えの年)
のため、評価額が変更される年
ですが、家屋は原則としてすえ置か
れます。

ふるさと昔話

前橋の民話

長者のうちのむこさがし

むかし、長者のうちにひとり娘
がいて、その娘にむこさがしして
いたんだとさ。

長者のうちのむこになる男
の度胸だめしをしてから、むこに
することにしたんだと。あるとき長
者のうちに、むこの世話があつた
んだと。長者のうちのむこは、さっ
そく世話をあつた男を長者のうちに
夜おそく呼び、娘が、

「あんたあ、すまねえがこれっ
から墓場に新仏(あらぼとけ)
の死体を埋りいぐんだが、手
伝ってくれまし」

「この死体を、そのむしろの
上に引き出してくれろ」

「この死体を、そのむしろの
上に引き出してくれろ」

「この死体を、そのむしろの
上に引き出してくれろ」



「この死体を、そのむしろの
上に引き出してくれろ」

「この死体を、そのむしろの
上に引き出してくれろ」